

豊後臼杵藩の村社会における 女性類族の婚姻状況をめぐって

清水有子

はじめに

本稿は、マリオ・マレガ収集文書（以下マレガ資料と省略）を用いて17～18世紀豊後臼杵藩における女性類族の婚姻状況を解明し、類族令の規定が類族の村社会における待遇にいかなる影響を及ぼしたのか、考察することを目的としている。またこの問題を手掛かりに、類族令の特性についても検討してみたい。

(1) 先行研究の整理と課題の設定

類族の実態に言及したもっとも古い研究は、管見の限り大正9年（1920）の斎藤斐章論文である。斎藤は仙台藩伊沢郡（岩手県）の類族関係文書を紹介・検討し、監視のため煩雑な事務手続きを要した類族は、村社会において危険人物、厄介者の扱いであったと指摘した¹⁾。豊後国大分郡今曲村の類族改めを検討した豊田寛三や、高松藩の類族帳を検討した溝淵利博も同様の見解であった。溝淵は類族同士の婚姻率が28%にのほり、経済状況は困窮していたとみられることや、類族に出家・剃髪者・改名者が多い等の根拠をあげ、類族は厳しい現実に直面していた、と指摘した³⁾。

一方、山形県村山郡の類族帳を分析した吉田宏は、正保～元禄期（1644～1704）の類族の婚姻数をあげ、非類族に類族を異端視する態度は見られないと指摘した⁴⁾。秋田藩の類族を検討した今村義孝も、類族の監視は厳重であったが、その社会生活の規制は定着した生活までも拘束するものではなく、類族の取り扱い⁵⁾は形式化される傾向が強くなったのではないかとした。近年も大橋幸泰が、マレガ資料その他を用いて臼杵藩類族の差別の実態に言及したが、「家」

のなかに類族・非類族が混在する婚姻状況や、類族の褒賞者の存在をあげ、村内で深刻な疎外感は見られなかった、としている⁶⁾。

以上のように類族の待遇をめぐり、地域的・視角的に多様なアプローチがなされ、それぞれの評価は分かれている。これらの研究状況にかんがみ、本稿では考察にあたりつぎの方法をとりたい。第一に、待遇の実態をみる指標として、類族の婚姻状況を取り上げる⁷⁾。ただし女性類族に限定する。その理由は、本書収録の佐藤晃洋論文でも紹介されているとおり、男性類族の場合は非類族の娘との婚姻が書類上完全に追跡されていない可能性があるからである。第二に、マレガ資料を利用して吉田論文や溝淵論文が採用した数値分析を行う。マレガ資料は婚姻関連文書の点数が多く、採取した数値に客観性と説得力があると考えられるためである。第三に、類族令は何度か再令・改定されているが、先行研究ではほとんど考慮されていない。しかしこれらの関連法令は、もともと法で制定された類族の存在形態に少なくない影響を及ぼしたはずである。このため本稿では発令された類族令とその意味を確認し、それぞれの時期の婚姻状況の変遷と要因を時系列で考えていくことにしたい。

ところで、既出の大橋論文で類族は「家」ではなく「人」につく属性と指摘されている。この点は、禁制下における類族の婚姻動向のみならず、キリシタンの信仰受容のありようや類族令の特性にもかかわる重要な論点である。そこで本稿では大橋の指摘⁸⁾に学びつつ、「家」と類族との関係についても私見を述べることにしたい。

(2) マレガ資料の婚姻関係史料

マレガ資料の約8割は、臼杵藩の類族取締関係書類である⁹⁾。このうち婚姻(結婚・離婚)関係の文書は、元禄2年(1689)～元治元年(1864)間の310点、年次不明文書1点の計311点である。その内訳は、①村役人による婚姻関係届(縁組・離縁届、類族の縁組なき旨の届、宗門送り手形)297点、②武家の婚姻関係届5点、③寺院の婚姻関係届5点、④町役人の婚姻関係届4点となる。

本稿では、上記のうち①の文書群から類族の婚姻にかかわる元禄2年閏1月以降安永6年(1777)3月までの農村類族女性の婚姻197件を抽出し、各縁組の

データ（婚姻年月日、夫婦それぞれの類族／非類族の身分、出身村、年齢、初婚／再婚）を採取・分析した。なお①の縁組届の典型例を示せば、以下のようである。

覚

野村勘左衛門子喜助娘

一、本人野村喜助曾孫 ぎん 当亥 貳拾壹歳

浄土宗大橋寺旦那

右者野村又助男子作次郎正徳五年未二月十一日ニ聶養子ニ遣申候所ニ不縁ニ付、離別仕、正徳五年未十月廿一日ニ又助方へ返シ申候、則兩度の婚儀ニ而御座候、他領類族ニハ出不申候

前川内村九藏子

野村喜助養子

一、本人野村喜助曾孫 清之丞 当亥 貳拾六歳

新類族ニ罷成申候 真宗善徒寺旦那

此者今度始而之婚儀ニ而御座候、他領類族ニハ出不申候、

右之者共享保四年亥二月廿九日ニ婚儀仕申候ニ付、書付差上ケ申候、以上

前川内村庄屋

享保四年亥 三月四日

加左衛門㊦

中村雲八様

武藤又助様

齊藤新兵衛様

右之者共御願二月廿四日ニ差上ケ申候¹⁰⁾

享保4年（1719）3月の、キリシタン本人の曾孫「ぎん」と清之丞の婚姻届である。当該文書からこの2人の婚姻情報のほか、再婚者「ぎん」の初婚時の年月（正徳5年11月）と、初婚相手（野村又助子・作次郎）も知ることができる。このため本稿では、このような過去の婚姻データも同時に採取し、分析に加えたことを付言しておく。

1. 類族令の婚姻規定

(1) 貞享4年6月令の規定

貞享4年（1687）6月付法令で、幕府は諸藩に、「切支丹本人」（棄教者）・「本人同然」（本人の棄教以前の子）・「類族」を登録すること、年2回（7月・12月）改めること、類族の移動と死亡について報告すること、の3点を義務付けた。¹¹⁾ 同令は「類族」に初めて言及した幕府令であり、この命を受けて臼杵藩は翌年、諸藩のなかでは最多となる34冊の「切支丹帳」を提出したことが知られている。¹²⁾ これらの帳面は、その後の臼杵藩の類族取締りの基礎台帳として機能することになる。

さて、貞享4年令で肝心の類族はキリシタン本人の「忌掛り候親類并聲・舅」、子孫は本人の玄孫まで、とされていた。「忌掛り」の親類とは、前年の「服忌令」で改定された忌掛り範囲の親類を指し、¹³⁾ その範囲は近世日本の父系の「家」に照応して、男系子孫、すなわち当人の子（男性）の子孫が玄孫まで及ぶのに対し、女系子孫は孫までと2代短い点が特徴である。¹⁴⁾

類族となる「聲・舅」については、京都町奉行所の貞享令に関する覚書（『元禄四辛未年京都覚書 坤卷』¹⁵⁾）に「一、切支丹本人并本人同前之者、忌掛り之類族不殘類族ニ罷成候事、附、舅・舅女・聲・姫も類族ニ罷成事」¹⁶⁾（傍点部は筆者）とあり、実際には本人・本人同然の「嫁」「姑」も含まれていた。これらの「聲」「嫁」「舅」「姑」は服忌令の忌掛りの親族に入っていなかったから、類族令では上記の付則条項を設けたことがわかる。

ところでこれらの非血縁者である親族（幕府法上は「縁者」とされる）が類族に指定されたのはなぜだろうか。¹⁷⁾ 第一に、彼らは実際にキリシタンである可能性が高かったためと考えられる。たとえば1588年度の「イエズス会日本年報」には五島の老女マグダレナが自分の3人の娘聲をキリシタンに変えた¹⁸⁾とあるが、こうした改宗事例は枚挙にいとまがなく、本人から縁者への宣教は一般的であったとみられる。第二に、慶長の禁教令で「吉利支丹徒党」「伴天連徒党」の掃蕩が掲げられたように、キリシタンの徒党化を危惧する幕府としては、キリ

シタン本人の縁者まで含めて捕捉することに意味があった。大竹秀男によると幕府は政略結婚を介して取り結ばれる「縁者同盟」を統制するため、大名の私婚禁止を命じたが、その理由は必ず「縁を以て党を成す、是れ姦謀の本なり」(「慶長諸法度」¹⁹⁾)であった。縁者は徒党の要素とみなされていたのである。

貞享令の規定に戻ると、キリシタン本人・本人同然と結婚した非類族は、自身とその両親、玄孫までの子孫が類族入りすることになるのであり、この点は類族の婚姻差別の要因になりえたと考えられる。とはいえ本人・本人同然の子が女性であった場合、類が及ぶのはその子まで、とされていた。『京都覚書』には、「一、本人并本人同然の女、平人と嫁、夫之父母ハ彼之女之為ニ舅姑ニ候得とも、此舅姑ハ類族に不出候事」とあり、非類族との結婚においても、舅・姑となる夫の両親は類族にならないという。したがって、女性類族は男性に比べ、いわば「キリシタンの類を及ぼす力」は弱いとされていた。まずはこの点に留意しておきたい。

(2) 元禄8年6月令の規定

元禄8年(1695)6月付法令は、類族の範囲および各種届出とその方法を詳しく規定した類族令として著名である。²¹⁾

まず類族の範囲について、キリシタン本人の子孫に関する詳細な規定が示された。これは貞享令から10年近くが経ち、キリシタン本人の孫・曾孫世代の婚姻件数が増加したことに対応したものと考えられる。しかしそれでも本人同然の子孫については「一、父母不転以前の子ハ男女共ニ本人同然也、孫より男段々続候時ハ耳孫迄類族ニ可入」とのみあり、孫が女性であった場合の規定になお曖昧さを残していた。宝永2(1705)年この点を幕府に問い合わせた本多藩は、次の回答を得ている。²²⁾

一、本人同然より男女五代相続候得者、玄孫迄ハ類族ニ而六代より平人ニ罷成候、是を男系と申候

一、本人同然之孫ニ女子有之候得は、右之女子際ニ而其子平人ニ罷成候、是を女系ト申候

これによれば、本人同然の子孫に「男系」「女系」の別が示されている。「男

系」は「男女五代相続候得は」とあるから、女性当主を含めた本人同然の家（本家・分家）の継承者を指していると考えられる。一方「女系」は、本人同然の孫が女性である場合の系統であり、その子は非類族（平人）になると明記されている。しかしこの孫女性は「男系」に入らない、すなわち家の継承とは関係のない女性子孫のはずである。すると、先に指摘した「キリシタンの類を及ぼす力」は、男女の別だけではなく、「キリシタンの家の継承者か否か」であることも重視されていたことになる。

つぎに、元禄令で定められた各種届出の方法を確認しておこう。類族の縁組は「両判」（書判・印判）ではなく、「無判の書付・二季届」の規定が見える。しかし臼杵藩では、幕府の規定よりも厳格な対応をとっていた。婚姻届の提出にあたっては、常に2名の庄屋がそれぞれ作成した届に押印している。加えて婚姻届の前には、別途伺書²³⁾を提出していた（366頁所収の「覚」の末尾参照）。

婚姻以外では、類族の死失・出生・住所替・養子・名跡・出家・剃髪・法名・名改・離別・義絶・宗門替および檀那寺替について、「二季」すなわち毎年7月・12月の各10日締切で、届の提出が義務付けられた。²⁴⁾類族の変死・帰居・欠落・死罪・遁世の際には「当時」、つまりそのつどの提出を定めた。たとえば類族は自然死の場合は二季の届でよいが、変死に関してはただちに両判を据えた証文を作成し奉行に伺いを立てることを原則としている。こうした措置は類族の突発的な去就の変化を見逃さないためであろう。本人・本人同然の「宗門替・檀那寺替」の項目には、よんどころない事情があれば「前方伺い」で宗門改奉行の許諾を要するとあり、類族は「二季」の届でよいとされている。また本人同然と類族は基本的に「前方伺い」で願いは聞き届けられ、「二季」に届け出ることとある。一見、類族に人並みの「自由」を許容しているこれらの条項も、いわば「二季」の届をベースに宗門奉行が類族の変化の捕捉を万全にするための措置であった。

以上のように元禄令は、類族の生涯を「前方・当時・二季」の届を通して幕藩権力がもれなく捕捉することを宣言した法令であった。そしてこの通達を受けた村社会では、「類族になること」の意味合いを具体的に理解したと思われ、このことは、類族・非類族間の婚姻の阻害要因になったのではないかと考えられる。

(3) 享保3年令の通達

『教令類纂』「切支丹の部」には、つぎの享保3年（1718）11月付法令が収められている。²⁵⁾

類族之者只今迄は追放ニは不罷成候得共、追放申付候而も不苦候事、
一、離別又は養子之義絶ニ而類族をはなれ候者は二季ニ兩判之証文を以可
相届候、変死・病死・死罪・欠落・遁世等は二季無判之以書付可相届候事、
右之趣向後可被心得候、以上、

十一月

同令の趣旨を整理すると、①今後は類族を追放してもよい、②離別や養子の義絶で（元非類族が）類族を離れる場合は「二季兩判」の証文を要する、③変死・病死・死罪・欠落・遁世等は「二季無判」の書付で届け出よ、となる。

上記のうち②「類族離れ」の規定はいかなる意味を持つのであろうか。実はこの規定自体は以下のように、元禄年間（1688～1704）の幕府方針に見えている。『京都覚書』には

一、養子義絶、類族を放候へハ兩判之証文、不放ハ不及判形、尤二季之届也、離別ものも同前之事、²⁶⁾

とあり、養子の義絶で類族を離れる場合は二季の届のさい兩判の証文を出すこと、離別者も同様とある。つまり養子や縁組で類族になった者も、義絶や離縁により、非類族に戻ることを許されていたが、幕府は享保令でこの旨を再令したことになる。その理由については後述しよう。

③は、既述のように元禄令で「当時」の届とされていた類族の変死以下を、定期の「二季」の届、しかも「無判」でよいとしている。また①は、貞享令以降幕府が認めていなかった類族の追放刑について、²⁷⁾今後は認めるといっている。個別の理由はともかく、以上の項目は全体として、類族に対する当該時期の幕府取締りの緩和化を示しているといえよう。

(4) 享保9年における女系類族の改定

溝渕によると高松藩では、享保9年（1724）7月の「達し」により、「本人より曾孫」の類族女子12名が除名されている。²⁸⁾つまり女系類族を元禄令よりさ

らに一代短かくする改定がなされたのである。また、熊本肥後藩では、本人玄孫にあたる男系女子も「類族放れ（離れ）」の対象になるとの通達を受けている。²⁹⁾

豊後では享保7年に佐伯藩江戸留守居が幕府宗門奉行からこれらの法令を伝達されており、臼杵藩では同9年に女系類族の調査を行っている（本書所収の佐藤晃洋「豊後諸藩における類族制度の展開」参照）。これは徹底しなかったということであるが、マレガ資料の婚姻届けには反映されており、享保4年を最後に「本人曾孫」の女性は消え、「本人同然孫」の女性のみとなっている。また、「本人玄孫」の婚姻は、享保4年3月4日付、「きち」の婚姻届が最後となっている。³⁰⁾

以上のように幕府が享保3年以降に次々と「類族離れ」を再令・通達したのはなぜなのか。この点について現時点で明確な史料を示すことはできないが、考えうる背景としては、元禄令から約20年の年月が経ち、類族の養子縁組の解消や離縁の届出が増え、比例して「類族離れ」の問い合わせも増加したということがある。

それでは「類族離れ」を令する積極的な理由は存在したのだろうか。17～18世紀にかけて日本では小農民の自立が進行し、配偶者を持つことの少なかった隷属農民が消えたために「皆婚」社会が出現したという。³¹⁾しかし臼杵藩では、享保期に入ると3人に1人が「飢人」として救済対象となる飢饉のため年貢減収となり、その後も不作・凶作が長引き、延享4年（1747）に宮本村では離村者による人口減少を訴えている。³²⁾このように婚姻の重要性がさらに増すなかでの類族令の厳格な実施は、類族・非類族間の婚姻に支障をきたしたはずであり、臼杵藩のように類族の多い地域では、農民の「家」の維持に関わる問題であった。こうした状況への対処として、「類族離れ」は発せられたと考えられる。

(5) 以降の類族令

幕府の法令集では、明和3年（1766）10月16日付、松平右近将監（武元）から大目付への通達として、以下が確認される（『憲教類典』³³⁾）。

古切支丹、転切支丹類族之面々、生死其外異変、年々七月・十二月無懈怠相改候儀は勿論之事ニ候得共、近来届後も有之旨相聞、左様ニ有之間敷

儀ニ候、向後二季之改異変無之候共、有無宗門改可相届候、且又毎年十月ニ至り、差出候宗門改証文も、無遅滞宗門改え差出可申候右之趣、向々え可被相触候、

戊十月

「二季届」や宗門改めについて最近遅滞が見られるようであるが、今後はそのようなことのないようにと命じる内容である。当該法令からは、類族改めおよび宗門改めの弛緩状況が進行する社会的状況と、幕府の一貫した取締り方針を看取することができる。

2. 類族女性の婚姻状況

(1) 貞享令期の婚姻状況

貞享令以降、白杵藩における類族女性の婚姻は、いかなる状況にあったのか。仮につきの元禄令が発令されるまでの期間を「貞享令期」としてこの間のマレガ資料を見ると、元禄2年（1689）閏1月以降、同6年までの約4年間の縁組23件を確認できる（表1）。

表中の縦列は妻、横列は夫の婚姻時の身分を示す。「非類族」は、婚姻後も非類族のままの者であり、帳面上もそれとわかるように記載される³⁴⁾。一方「新類族」は、婚姻により類族入りした者であり、類族帳に記載される。

当該期間の組合せの順位は、①非類族夫・孫妻（7組）、②本人孫夫・本人孫

表1 貞享令期、類族女性の婚姻状況

妻 \ 夫	本人子	本人孫	本人曾孫	本人従弟	非類族	新類族	総計
本人子		4				1	5
本人孫		5	1		7		13
本人曾孫	1						1
本人従妹				1			1
本人姪					1		1
不明		1			1		2
総計	1	10	1	1	9	1	23

妻（5組）、③本人孫夫・本人子妻（4組）である。類族と非類族（新類族を含む）との縁組は結局10組となり、全体の43%であった。類族同士の婚姻が過半数を占めたことになる。

婚姻により新類族となった者は、元禄元年正月14日、搔懐村の嘉左衛門娘「こや」に婿入りした非類族の助八であり、これは「本人之躰」として類族入りしたケースである。このように本人娘³⁵⁾であっても婚姻した非類族の事例が見られたが、5人中1人と、その割合は低い。婿養子の事例は3組（13%）であり、いずれも本人孫の夫と本人孫の妻の組み合わせであった。

(2) 元禄令期の婚姻状況

ここでは元禄令以降、次の法改定まで（元禄令期とする）の婚姻状況を確認しよう。マレガ資料上、元禄8年（1695）6月～享保3年（1718）11月の約23年間に確認しえた類族女性の婚姻件数は、計21件であった（表2）。

組合せの順位は、①本人孫夫・本人孫妻／非類族夫・本人孫妻（各6件）、③本人孫夫・本人曾孫妻（3件）となった。

非類族との縁組は9組、全体の45%となり（不明1件を除く20組を母数とした）、貞享令期よりも若干高い数値であるが、なお同類婚が過半数を占めている。このうち婚姻により夫が新類族となった事例は、後述する1件のみである。婿入り婚は計3件（15%）確認できた。婿入り先は、本人曾孫妻2名、本人孫妻1名であり、このうち正徳5年（1715）2月11日の本人野村喜助曾孫「ぎん」の縁組は366頁所収の「覚」、後の縁組届に記載の離婚歴から復元した事例である。「ぎん」の最初の夫となった同村出身の作次郎は非類族であったが、再婚者（後述部分を参照）と同様、縁組により「新類族」になったと考えられる。

表2 元禄令期、類族女性の婚姻状況

妻 \ 夫	本人孫	非類族	不明	総計
本人子			1	1
本人孫	6	6		12
本人曾孫	3	2		5
本人従妹	1			1
本人同然子	1			1
本人同然孫		1		1
総計	11	9	1	21

(3) 享保3年令以降の婚姻状況

享保3年令から次の法令改定までに、マレガ資料上では享保3年（1718）12月～同7年1月までの約3年間という短い期間であるが、81件の婚姻を確認できた（表3）。組み合わせの順位は、①（非類族夫・曾孫妻）22件、②（非類族夫・本人孫妻）14件、③（本人孫夫・本人孫妻）11件であり、初めて非類族・類族夫婦が類族同士の夫婦を上回った。非類族との婚姻率は53%（42件、母数は不明1件を除く80件）であり、過半数を上回った。

婿入りは6件（7.5%）確認され、内訳は本人子妻1（新類族夫1）、本人孫妻3（本人孫夫1・新類族夫1・不明夫1）、本人曾孫妻2（本人孫夫1・新類族夫1）であった。新類族は全部で3件（3.7%）となるが、いずれもこの婿入り婚によるものであった。しかし貞享令の規定において、キリシタン本人・本人同然の「掣」は類族であると規定されていたのであるから、本人孫妻ならともかく、本人曾孫妻との婚姻で新類族となるのは奇妙である。そこで本件を確認すると、366頁で既述した「本人野村喜助曾孫・勘左衛門子喜助娘」である「ぎん」と前川内村の清之丞の縁組である（前掲の「覚」参照）。清之丞は「本人野村喜助曾孫」「勘左衛門子喜助養子」として新類族になる。すると、清之丞は喜助の婿養子となることでキリシタン本人・本人同然の実質的な「婿」に位置づけられたのであるから、この場合は「喜助」が本人・本人同然として帳面に付けられていたと考えるしかない。³⁷⁾

表3 享保3年令以降、類族女性の婚姻状況

夫 \ 妻	本人子	本人孫	本人曾孫	本人玄孫	本人同然子	本人同然孫	非類族	新類族	不明	総計
本人子								1		1
本人孫		11	2				14	1	1	29
本人曾孫	1	5	10	1	1		22	1		41
本人玄孫							2			2
本人同然孫			1			4	1			6
本人同然曾孫		2								2
総計	1	18	13	1	1	4	39	3	1	81

表4 享保10年～同20年、類族女性の婚姻状況

妻	夫								非類族	新類族	総計
	本人子	本人孫	本人玄孫	本人同然子	本人同然孫	本人同然曾孫	本人同然従弟				
本人孫		4				1			11		16
本人従妹			1								1
本人同然子	1			3			1			5	10
本人同然孫					2				6		8
本人同然曾孫						1					1
総計	1	4	1	3	2	2	1		17	5	36

(4) 享保9年令以降の婚姻状況

女性の類族離れ令以降、婚姻状況はどのように推移したか。表4は、享保10年(1725)1月～同20年4月の約10年間に確認しえた計36件の婚姻データである。

組合せの順位は、①(非類族夫・本人孫妻)11件、②(非類族夫・本人同然孫妻)6件、③(新類族夫・本人同然子妻)5件となり、すべて非類族の夫と類族妻の組合せとなった。このうち①で注目されるのは、再婚者が目立つということである。既婚歴不明者を除いて、少なくとも男性側で3人、女性側では4人が再婚者であった。当該時期の婚姻に対するニーズの高まりがうかがえる。

非類族との婚姻は22件、全体の61%である。婚姻により新類族が生まれた縁組はすべて本人同然妻へ婿入りした5件であり、全体の約13%を占めた。いずれも過去最高の率である。これらの数値から、村社会における類族と非類族との融合は、以前より確実に進んだとみることができる。

(5) 以降の婚姻状況

表5は、元文2年(1737)12月以降安永6年(1777)3月まで、約40年間の縁組計36件をまとめたものである。

組合せの順位は、①(非類族夫・本人同然孫妻)18組、②(非類族夫・本人孫妻)、(本人同然孫夫・本人同然孫妻)が同位で各4組となった。新類族が成立する割合に注目すると、13.8%(5組)と横ばいである。すべてが本人同然子妻、本人孫妻への婿入りであり、あとは本人同然孫同士の夫婦1組と、本人同然孫

表5 元文2年～安永6年、類族女性の婚姻状況

妻 \ 夫	本人子	本人孫	本人曾孫	本人同然孫	非類族	新類族	総計
本人孫		1		1	4	2	8
本人同然子						3	3
本人同然孫	1	1	1	4	18		25
総計	1	2	1	5	22	5	36

妻・非類族の夫1組となる。つまり、婿入りは計7組（19.4%）であり、ほとんどが非類族夫と類族妻の縁組であったということになる。

さらに、非類族との婚姻率は総計27組（75%）であり、過去最高の率となった。以上から当該時期の類族女性は、同類よりもむしろ非類族との婚姻が普通になったといえる。

3. 「類族離れ」の影響

類族女性の婚姻状況は、当初は非類族との婚姻が43%であったが、幕末にかけて婚姻率は上昇し、最終的には75%に達したことが明らかになった。厳格なキリシタン禁制下で、このような現象がみられたのはなぜだろうか。以下では法令の影響と白杵藩の状況を手掛かりに、若干の考察を展開したい。

まず、貞享令期の非類族との婚姻率43%をどう評価すべきかである。既述した貞享4年（1687）の白杵藩の調査では1万4106名の類族が計上され、白杵藩の人口は元禄8年（1695）で6万1366名（町人・農民のみ）ということであるから、武家が含まれない問題はあるが、類族の割合は白杵藩人口の約23%を占めたことになる。⁴⁰⁾三野行徳も正徳元年（1711）の資料をもとに「白杵藩に人別のある人々の23%」⁴¹⁾と計上している。加えて、白杵藩の場合はキリシタン相互監視体制を強化するため地縁的なつながりを絶った、換言すれば非類族と類族の「いえ」をバランスよく組合せた五人組を編成していた。⁴²⁾つまり、藩内では日常的に類族・非類族間の交流がそれなりにあったということであり、かかる生活環境を踏まえると、やはり非類族との婚姻率の43%という数値は低

いように思われる。それではなぜこうなったのだろうか。

ここで岡藩市万田組の類族帳⁴³⁾を見てみたい。同帳には市万田村の百姓で「古切支丹」の藤左衛門と類族が書き上げられている。藤左衛門には4人の子がおり、うち茂右衛門と仁左衛門は「転本人」つまりキリシタン本人であり、善之丞と「ほそ」は転び以後の子、つまり類族となる。矢田組両家村で百姓をしていた茂右衛門には4人の子(2女2男)がおり、いずれも結婚して配偶者はそれぞれ類族となっているが、末娘の「あそ」は、叔父である仁左衛門の長男万右衛門(市万田村百姓)に嫁入りしている。仁左衛門には万右衛門を含め4人の子(3男1女)がおり、いずれも結婚しているが、三男藤三郎(市万田村百姓)の妻は、仁左衛門の弟である善之丞の長女「こまん」(同村出身)である。つまり、藤左衛門一族の間ではいどこ同士の縁組が2組も成立したわけである。

この現象のゆえんはつぎのように解される。大石慎三郎によれば、集約的な労働力を必要とする近世農村において「再生産の労力として有機的に結合した」家を単位に、数戸の家が共同体内結合によって安定したグループ(村落共同体内結合)を形成する必要がある、その形態は男系によって貫かれた「同族团的結合」がもっとも多いが、必ずしも血縁によらない場合もあるということである。これを参考⁴⁴⁾にすれば、禁教令下、豊後崩れなどを体験した共同体内において、警戒対象となっていたはずの転びキリシタン藤左衛門の「家」では、とくに「同族团的結束」が促されたのではないだろうか。そしてこのような同族婚の延長に類族の同類婚があり、類族令発令のインパクトが大きかったであろう元禄期までは、意図的に選択される傾向にあったと考えられる。

つぎに、享保3年(1718)以降非類族との婚姻が増加した要因を考えたい。この点は領民間で類族に対する婚姻差別が自然と解消に向かったからではなく、「類族離れ」の再令および改定の影響があったためと考えられる。とりわけ曾孫女性の「類族離れ」の改定の影響は顕著である。というのも表3で本人孫妻の類族：非類族の婚姻件数は13：15と拮抗していたが、表4では5：11となり、非類族との婚姻率が急増しているからである。これは享保9年令の通達により、本人孫女性と結婚しても次世代以降の「家」に類が及ぶ可能性が低いという認識が広まったためと考えられる。このようにして非類族との婚姻率が上昇した

結果、類族はますます村社会に融合していったと考えられる。

それでは、上記の多大な影響力を持った「類族離れ」は、どのような論理で認められたのだろうか。結論を先取りすると、該当者がキリシタンの「家」との離別者であるということと、キリシタンの血縁者ではないということの2点にあったと考えられる。まずは関連する幕府の諸規定を、『京都覚書』で確認しておこう。⁴⁵⁾

- 一、類族に嫁たる夫・妻相果、子共雖無之、類族を不放、離別なれば放るゝ也。死別故不放候事 (a)
- 一、本人之姫にて本人同然之妻、夫果候以後他へ嫁してハ先父之子共雖有之、類族放れ候也 (b)
- 一、離別者縦子共有之而も類族放るゝ也、男女ともニ同断、但是ハ一方平人之時之義候事 (c)
- 一、本人之妻、平人ニ而本人同前之子出生以後離別、是ハ子共□(儀カ)為本人同前、子共之類族、死骸寺ニて葬との改書ニ不及、可為取捨、只今迄ハ何国何郡何時何寺旦那之由之断ハ可書載事 (d)
- 一、本人之婿、平人ニ而妻死後、或後妻或妾出生之子類族放候也、父母右死別故類族はなれす、但妻存命なれハ妻之子たりと可言とも類族たるへき事 (e)

(a) では類族と結婚した元非類族の夫婦が死別した場合、たとえ子がいなくとも「類族離れ」とはならないが、離別の場合は認める、とする。次に (b) は、元非類族で本人の嫁(本人同然の妻)となった類族女性について、夫の死後の再婚の際、先夫の子がいても「類族離れ」となる、とする。これは夫の死別後再婚することで、離別と同じ扱いになるということであろう。(c) でも、離別の場合は子がいても「類族離れ」になるとしている。このように、死別ではなく離別による「類族離れ」が認められたが、それは死別が類族個人との別れであつても、キリシタンの「家」との決別にはならないからであろう。

つぎに (d) の内容は、キリシタン本人に嫁いだ元非類族の妻が類族となり、本人同然である子を出生以後に離別した場合、子が本人同然のため妻は子の類族となる。ただしその妻の死骸については、寺葬の改め書を提出するには及ば

ず取り捨てること、出身国等は記載すること、とある。つまり幕府はキリシタン本人に嫁いだ妻に本人同然の子がいた場合のみ、その血縁関係を重視して「類族離れ」の例外を設けたことになる。これは「家」中心の親族秩序維持を念頭におきながら、たとえ離別しても実母であればその血縁を尊重して定式の服忌を受けるとした、服忌令の思想の反映であると考えられる⁴⁶⁾。

(e) は難解であるが、キリシタン本人に元非類族の夫が婿入りした場合、その妻の死後、夫の後妻や妾が出生した子は「類族離れ」となるが、父母は死別によっても類族を離れない。ただし妻が存命であれば（これは死別ではなく離別の場合を指しているであろう）、妻の子は類族である、と解釈される。つまり、非類族の夫が本人に婿入りして類族になると、妻との離別によつてのみ夫は「類族離れ」となる。妻との死別で「類族離れ」となるのは夫の後妻や妾の生んだ子のみであり、妻の子は常に類族である、といっている。

この場合、夫は妻の死後も類族のままであり、キリシタンの「家」の実質的な当主となる。だが彼の後妻・妾の子はもはや類族ではないため、もし彼らが後継者となれば、その「家」はキリシタンの「家」ではなくなる。要するに、キリシタンの「家」の当主が機械的に類族になるわけではない。なぜかといえば、(d) の事例とは逆に、夫の後妻・妾の子らは、本人妻との血縁関係がないことによって「類族離れ」が適用されたと考えられるからである。

ところで大橋は、類族の属性は「家」(集団)ではなく「人」(個)につくと主張している⁴⁷⁾。たしかに宗門帳には類族・非類族の家族内の混在がみて取れ、類族令そのものは人ごとにキリシタン本人との関係を明らかにするにとどまっているように見える。しかし「類族離れ」の規定を検討する限り、キリシタン本人との血縁関係と類族の「家」での親族関係の両者が判断基準となっている。幕藩制の服忌令も嫁や養子といった非血縁者を異分子として「家」中心の秩序に完全に取り込んでいないことを考えると、血縁関係の重視は近世日本の「家」の特徴といえる⁴⁸⁾。18世紀後半まで家父長制による「一家一宗教」が貫かれない状況が生じたのも⁴⁹⁾、かかる「家」の特徴と無関係ではないであろう。そしてこのような「家」の実態を前提に、キリシタンの徒党化を警戒する幕府は、キリシタン本人との血縁関係に注視しながら「家」内の構成員の信仰を個別に把

握し、前記した「縁者同盟」を監視する必要があったと考えられる。

つまり幕府は、最終的にはキリシタンの「家」（集団）の徒党化を抑止するため、類族令で「人」（個）を捕捉したといえるのではないだろうか。幕府にとって、類族と非類族が混在する「家」がキリシタンの「家」であるのか否か、そして各キリシタンの「家」の間で連携がみられないかを監視することに最大の目的があり、このために類族令で「人」の管理を徹底せざるをえなかったであろう。

おわりに

本稿ではマレガ資料を用いて、近世の臼杵藩村社会における類族女性婚姻の実態を検討した。その結果、類族令が施行された17世紀末から18世紀にかけて、当初の類族同士の同類婚から非類族との婚姻へと移行したことが明らかになった。またその主たる要因は類族への差別が解消されたからではなく、幕府が享保年間（1716～36）以降段階的に打ち出した「類族離れ」による影響があると指摘した。

「類族離れ」の規定からは、キリシタン本人の血縁関係と「家」の親族関係の両者の論理で類族身分が判定されていたことが明らかである。すなわち類族規定とは、血縁関係を重視するために非血縁者である嫁や養子を、「家」の構成員とする一方で異分子と位置づける、近世日本の「家」の特徴を反映したものであった。類族令自体はキリシタン本人と個々人との関係性を詳細に問うているように見えるが、それは第一に、上記した「家」内各人の信仰を見極める必要があったからである。ではその理由は何かといえば、キリシタンの「家」の動向を注視する必要があったからであろう。

そもそも貞享4年（1687）の類族令の制定は、直前に豊後で地下潜伏したキリシタンが大量に露見した経緯⁵⁰⁾があった。幕府関係者がこの状況に警戒を抱かなかつたはずはなく、類族令を布いて集団潜伏したキリシタンが再び徒党化しないか監視するための措置を講じたと考えられる。なぜなら、血縁と親族関係の両者を重視する近世の「家」のありようからすれば、類族の養子縁組や婚姻

を通して新たなキリシタンの「家」間の連盟が生み出されてキリシタンの徒党が発生する可能性があり、一方で離別等により、もはやキリシタンの「家」ではないとして捕捉不要となるケースもあったと考えられるからである。このため類族令は、キリシタン本人との関係とともに、一人一人について婚姻・養子縁組などの移動・異動や、出生・死亡などの存否を詳細に追跡する内容になった。幕府の警戒対象はあくまで「家」なのであり、そのために「個」の管理が生み出されたのであった。

ところで在地の非類族の視点に立つならば、彼らなりの「家」の維持という問題があったはずである。このために、18世紀の「皆婚」社会になると、かつてためらわれた類族との婚姻を成立させ、それぞれの「家」を維持したのではないかと考えられる。禁教令に関しては厳格な姿勢を崩さない幕府が「類族離れ」を再令・改定し、結果として類族と非類族間の融合が進行していったのも、こうした在地社会の「家」事情を踏まえた可能性があったと考えられる。この点は本稿で詳しく取り上げなかったが、現段階ではその見通しのみを述べ、今後の課題としておきたい。

註

- 1) 斎藤斐章「元禄六年胆沢郡古切支丹類族書上につきて」(『史林』5-3、京都帝国大学文学部内史学研究会、1920年)。
- 2) 豊田寛三「豊後国におけるキリシタン類族と村落」(後藤陽一編『瀬戸内海地域の史的展開』福武書店、1978年)。
- 3) 溝渕利博「讃岐高松藩『切支丹宗徒人名録』に関する基礎的研究 ―讃岐高松藩のキリシタン禁制と『切支丹宗徒人名録』の歴史的性格―」(『研究紀要』56・57、高松大学、2012年)。
- 4) 吉田宏「切支丹類族の婚姻関係について」(『史学研究』3・4、山形大学教育学部歴史学研究会、1955年)。類族には他村婚姻の傾向があり、特殊身分の孤立を恐れて村民中に溶け込もうとしている、というのがその理由であった。
- 5) 今村義孝「秋田藩の切支丹類族 一鍛冶町類族控え帳を中心として」(『秋大史学』12、秋田大学史学会、1962年)。その根拠として、類族は葬式を五人組から扶助され、刑死も一般と同様であったことをあげている。
- 6) 大橋幸泰「キリシタン類族改制度と村社会 一臼杵藩の場合一」(『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』49-14、2018年)、本書所収。
- 7) 本書所収、佐藤晃洋「豊後諸藩における類族制度の展開」。
- 8) 本稿の「家」は、近世の日本社会を構成する「家」を意味している。一对の夫婦を単位とし、祖先を供養し、祖先から受け継いだ生業・財産を子孫に継承する(大藤修『近世農民の家・

- 村・国家—生活史・社会史の視座から—』吉川弘文館、1996年）。公的単位としての近世日本農民の「家」と家父長制の類型上の位置づけについて、藤井勝「近世農民の家と家父長制」（永原慶二・住谷一彦・鎌田浩編『家と家父長制』早稲田大学出版部、2003年）。
- 9) 『パチカン図書館所蔵マレガ神父収集豊後切支丹史料—概要と紹介— 1・2』（マレガ・プロジェクト、2017、2019年）。松井洋子・佐藤孝之・松澤克行編『魅る「豊後切支丹史料」—パチカン図書館所蔵マレガ氏収集文書より』（勉誠出版、2020年）。
 - 10) A19.4.32.6.1。
 - 11) 『御当家令条』第18（石井良助編『近世法制史料叢書』2、弘文堂書房、1938年）。
 - 12) 『元禄四辛未年京都覚書 坤巻』（東大史料編纂所影写本；同所データベース最終閲覧日2021年4月18日）36丁表に、存命1万4106人、死失7292人（計2万1398人）とあり、記載諸藩の中でもっとも類族の数が多い。海老沢有道『地方切支丹の発掘』（柏書房、1976年）、17頁。
 - 13) 清水紘一「対馬藩の『キリシタン類族報告』（貞享四年）について—一仁保松一族を中心として—」（『対馬風土記』14、1978年）、16-17頁。
 - 14) 幕府類族令の特徴については林由紀子『近世服忌令の研究—幕藩制国家の喪と穢—』（清文堂、1998年）。
 - 15) 同書の内容については註12海老沢前掲書、13-32頁に詳しい。海老沢は「貞享四年六月の切支丹御改定書各箇条につき、類族帳の記載用式（原文ママ）・関係文書の書式・類族の取扱いなどに関する諸疑問に対する返答として、それらが事細かに記載されている」とする（19頁）。
 - 16) 註12史料、28丁裏～30丁表。なお貞享4年10月20日付、豊後臼杵藩の「キリシタン類族帳（久所村佐右衛門類族）」を見ると、本人同然佐右衛門の類族として、佐右衛門の父・母・女房・男子・娘・舅・姑・父方祖父母・母方祖父母・父方伯父母・母方伯父母・兄弟姉妹・従弟・甥姪が登録されている。註9松井他前掲書、326-333頁。
 - 17) 森田誠一「切支丹類族に現れた血縁の概念」（『社会と伝承』4-2、1960年）は、類族令の法定範囲は「服忌令」の定める形式的・観念的な親族の範囲と異なり「本来の忌懸りの親族すなわち触穢の及ぶ当時の具体的な親族関係を明示」する（70頁）と指摘する。
 - 18) 『十六・七世紀イエズス会日本報告集 第I期第1巻』（同朋舎出版、1987年）、55頁。
 - 19) 大竹秀男『「家」と女性の歴史』（弘文堂、1977年）、62頁。
 - 20) 註12史料31丁表。
 - 21) 『憲教類典（五）』（汲古書院、1984年）、456-459頁。
 - 22) 海老沢有道「大和郡山藩における古切支丹と類族調べ—三木家文書の紹介—」（『聖心女子大学論叢』26、1966年）、85頁。
 - 23) たとえばA4.16.22、A4.72.20。これらの文書の所在について太田尚宏氏のご教示を得た。
 - 24) このほか、「不分明者病死」のさいも二季届となる。
 - 25) 『教令類纂二集（四）』（汲古書院、1983年）、499頁。「令条録」よりの引用とする。
 - 26) 註12史料、22丁表。
 - 27) 『京都覚書』に「一、類族追放ニ他国へ遣候儀難成候、城下を放、領内之辺土ニ可被差置旨、午（筆者注・推定元禄3年）二月丹羽若狭守（丹羽長次カ）より被窺候節申渡候事」とある。註12史料、31丁表。
 - 28) 註3溝淵論文、29頁。
 - 29) 註17森田論文、75頁。

- 30) A19.4.25.1。
- 31) 鬼頭宏『人口から読む日本の歴史』（講談社、2000年）、120頁。
- 32) 『臼杵市史（上）』（臼杵市、1990年）、472-480頁。
- 33) 『憲教類典（五）』（汲古書院、1984年）、465頁。
- 34) 註6大橋論文、170頁。
- 35) A16.4.2.2.3.2.1。元禄2年（1689）閏1月6日付、搔懐村庄屋八左衛門差出の証文。
- 36) たとえば本人孫である妻の「しま」は、「本人蔵留村彦左衛門妻孫・堅浦伝内妻みや娘」という肩書であり、「みや」は本人同然の可能性がある。A19.4.32.2。
- 37) すると「ぎん」は本人曾孫であると同時に本人娘であった可能性がある。このように二重三重の肩書を持つ事例は実際にあったと思われる。そしてこの仮説が正しいとすれば、藩では本人から遠い肩書を帳面に付けたとしても、もっとも近い類をも同時に把握していたことになる。
- 38) ①の史料番号は以下の通りである。A20.2.1.8.8.1、A7.2.3.4.1、A7.2.3.1、A7.2.3.30.1、A7.2.3.11、A7.2.3.2.1、A7.2.3.27.1、A7.2.3.7.1、A7.4.2.1.1、A7.2.3.16、A7.2.3.32。
- 39) 婚姻時、本人孫妻たちの平均年齢は29.4歳と比較的高齢であった。一方男性側は平均33.8歳となるが、52歳の「まつ」と縁組した男性側の年齢が不明であり（A7.2.3.30.1）、実際はもっと上がる可能性がある。なお全婚姻226組のうち、年齢の組み合わせ上位は、①（夫25～29歳・妻15～19歳）35件、②（夫25～29歳・妻20～24歳）32件、③（夫30～34歳・妻20～24歳）15件、であった。
- 40) 臼杵藩の人口は、註32『臼杵市史（上）』、448頁を参照した。
- 41) 三野行徳「臼杵藩宗門方役所とキリシタン統制」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』14、2018年）、163頁、本書所収。
- 42) 佐藤晃洋「近世日本豊後のキリシタン禁制と民衆統制」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』12、2016年）、140-142頁、本書所収。なお「いえ」は、「家族をはじめ名子・下人等を含む家内」の意味である（138頁）。
- 43) A2.4.6.1.1。
- 44) 大石慎一郎『近世村落の構造と家制度 増補版』（御茶の水書房、1977年）、209頁。
- 45) 註12史料、31丁表～32丁表。
- 46) 註14林前掲書、174頁。
- 47) 註6大橋論文、172頁。
- 48) 註14林前掲書、175頁。
- 49) 朴澤直秀『幕藩権力と寺檀制度』（吉川弘文館、2004年）。
- 50) 豊後崩れと類族令との関係については、註6大橋論文が取り上げている。